

東京都吹奏楽連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、東京都吹奏楽連盟と称する。

(事務局の所在地)

第2条 この連盟は、事務局を 郵便番号 170-0004 東京都豊島区北大塚 1-10-33 十文字高等学校に置く。

(組織)

第3条 この連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の会員連盟としての次の部門連盟をもって組織する。

東京都小学校吹奏楽連盟

東京都中学校吹奏楽連盟

東京都高等学校吹奏楽連盟

東京都大学吹奏楽連盟

東京都職場吹奏楽連盟

東京都一般吹奏楽連盟

2 この連盟を組織する各部門連盟は、この規約の総則で定められた目的及び事業を遂行、達成するために努力しなければならない。

(目的)

第4条 この連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、連盟の事業活動等とおして東京都の吹奏楽による音楽の向上、普及を図り、もって我が国の音楽文化発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) コンクール、アンサンブルコンテスト等の演奏会の開催

(2) マーチングに係る演奏会及びパレード等の開催

(3) 講習会及び研究会の開催

(4) 第3条に定められた部門連盟に係る助成

(5) その他、必要と認められる事業

第2章 役員

(役員構成)

第6条 この連盟に次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 3名以内

常任理事 12名、ただし、各部門連盟からは2名

理事 37名、ただし、各部門連盟の理事定数は次のとおりとし、

理事長、副理事長及び常任理事は、この理事定数に含まれる。

東京都小学校吹奏楽連盟	4名
東京都中学校吹奏楽連盟	8名
東京都高等学校吹奏楽連盟	8名
東京都大学吹奏楽連盟	6名
東京都職場吹奏楽連盟	5名
東京都一般吹奏楽連盟	6名

監 事 3名以内

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 理事長は、理事の中から議決権を有する理事会構成員による選挙によって選任される。ただし、選挙の方法については理事会において選挙管理委員会を設置して別に定める
- (2) 副理事長は、理事の中から理事長が常任理事会において推薦し、理事会において選任する
- (3) 常任理事は、理事の中から各部門連盟ごとに2名選出し、理事会において選任される
- (4) 理事は、各部門連盟から選任される
- (5) 監事は、理事長が常任理事会において推薦し、理事会において委嘱する

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 理事長は、この連盟を統括してこの連盟を代表する
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等があるときは、理事長の職務を代行する。この場合、副理事長の互選により理事長代理1名を決めるものとする。また、その職務を担当制にすることができる
- (3) 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常任理事会を運営してこの連盟の運営及び事業全般についての職務を行う
- (4) 理事は、理事会を運営し、この連盟の運営及び事業全般について審議・議決して執行する
- (5) 監事は、この連盟に係る事業の実施状況、財政の状況及び役員職務執行状況について監査し、理事会において報告しなければならない。また、監査の結果、不正の事実が判明したときは、速やかに理事会に対して適切な処置をとるよう勧告する

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再選することができる。

(役員解任)

第10条 役員が次の各号の一つに該当するときは、常任理事会の審議を経て理事会において議決権を有する理事会構成員の3分の2以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 役員として相応しくない行為等があると認められるとき

(役員の補充)

第11条 役員に欠員が生じたときは、次のとおり補充する。

- (1) 理事長に欠員が生じたときは、第7条の(1)の規定にしたがい選任する
 - (2) 副理事長に欠員が生じたときは、必要に応じて第7条の(2)の規定にしたがい選任する
 - (3) 常任理事及び理事に欠員が生じたときは、第7条の(3)及び(4)の規定にしたがい選任する
 - (4) 監事に欠員が生じたときは、第7条の(5)にしたがい委嘱する
- 2 補充する役員は、1月以内に理事会を開催して選任又は委嘱する
 - 3 欠員により選任又は委嘱された役員の任期は、前任者の残存期間とする。なお、新規に補充された役員の任期は、次期役員改選日までとする

第3章 事務局

(事務局の設置)

第12条 この連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1名を置き、事務局次長及び事務局員等を置くことができる
- 3 事務局長、事務局次長及び事務局員等は、理事長が任免する
- 4 事務局長、事務局次長及び事務局員等は、理事長及び監事を除く役員が兼任することができる

第4章 名誉会長、会長、顧問及び名誉会員

(名誉会長、会長、顧問及び名誉会員)

第13条 この連盟に名誉会長、会長、顧問及び名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会長及び会長は各1名とし、顧問及び名誉会員は定数を規定しない
- 3 名誉会長、会長及び顧問は、理事長及び理事会の諮問機関とする

(名誉会長、会長、顧問及び名誉会員の推薦、委嘱及び任期)

第14条 名誉会長、会長、顧問及び名誉会員は、理事会において推薦し、理事長が委嘱する。

- 2 名誉会長、会長及び顧問の任期は2年とし、再任することができる
- 3 名誉会員の任期は、原則として終身とする

第5章 機関

(機関の設置)

第15条 この連盟に次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 事業部会

(4) その他、必要と認められるもの

第1節 理事会

(理事会の機能)

第16条 理事会は、この連盟における最高議決審議、機関、執行機関とする。

2 理事会は、この連盟に係る事業計画、収支予算及び収支決算等の重要事項について審議し、議決して執行する

(理事会の構成)

第17条 理事会は、第6条で定める役員及び第12条で定める事務局によって構成される。

(理事会の招集)

第18条 理事会は、理事長が招集し、年2回以上開催する。

2 理事長は、理事長、監事及び事務局を除く理事会構成員の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から15日以内にこれを招集しなければならない

(理事会の定足数)

第19条 理事会は、監事及び事務局を除く理事会構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 前条の場合において、委任状提出者は出席者とみなす

(理事会の方法)

第20条 理事会の議事運営は、原則として副理事長が議長を務めて行う。

(理事会の議決)

第21条 理事会の議決は、この規約に別段の定めがない限り、監事及び事務局を除く理事会出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は理事長の決するところによる。

2 議決権は、議長、監事及び事務局を除く理事会構成員一人一票とする

第2節 常任理事会

(常任理事会の機能)

第22条 常任理事会は、この連盟に係る運営、事業計画等の方針審議機関として、この連盟の全てについて掌理する。

(常任理事会の構成)

第23条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事及び事務局長と事務局理事によって構成される。

(常任理事会の招集)

第24条 常任理事会は、理事長が随時招集する。

(常任理事会の定足数)

第25条 常任理事会は、事務局長を除く常任理事会構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 前条の場合において、委任状提出者は出席者とみなす

(常任理事会の方法)

第26条 常任理事会の議事運営は、原則として理事長が議長を務めて行う。

(常任理事会の議決)

第27条 常任理事会の議決は、事務局長を除く常任理事会出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は理事長の決するところによる。

2 議決権は、事務局長を除く常任理事会構成員一人一票とする

第3節 事業部会

(事業部会の機能)

第28条 事業部会は、この連盟が主催する事業の運営全般を担当する。

2 この連盟に次の事業部会を置き、各事業を担当する。なお、必要に応じて他に事業部を編成することができる

第1事業部 東京都吹奏楽コンクール

第2事業部 東京都アンサンブルコンテスト、吹奏楽祭

第3事業部 東京都マーチングコンテスト、小学校バンドフェスティバル
マーチング講習会

第4事業部 ゴールデンパレード

(事業部の構成)

第29条 事業部は、理事長、副理事長、監事及び事務局を除く理事会構成員によって構成される。また、この連盟の役員を除く部門連盟役員を構成員にすることができる。

2 事業部長を置き、副事業部長を置くことができる

3 事業部長は、常任理事会において選任する

4 事業部員は、常任理事会構成員及び各事業部長の協議により選任する

(事業部会の招集)

第30条 事業部会は、事業部長が招集する。

(事業部会の方法)

第31条 事業部会は、原則として事業部長が議長を務めるものとする。

第6章 財務

(会計の出納)

第32条 この連盟は、連盟費、諸事業による収益金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 この連盟の会計に係る出納方法等については別に定める。

(連盟費)

第33条 この連盟の一般会計における連盟費は、常任理事会において加盟1団体あたりの年額を決定し、理事会の議決をもってこれを徴収する。

なお、加盟団体数は各部門の総会後の加盟数を基準とし、当該年の7月31日を徴収期限とする。

(会計年度)

第34条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 表彰

(表彰)

第35条 この連盟の役員、部門連盟、加盟団体及びこの連盟の関係者(団体)が、次の各号の一つに該当するときは表彰することができる。

- (1) 永年此の連盟の役員として尽力した者で、功労が認められる者
- (2) この連盟の名誉を高め、連盟発展に多大な貢献をした者又は団体
- (3) その他、表彰に値する行為のあった者又は団体

(表彰の評定、時期及び方法)

第36条 表彰該当者又は表彰該当団体は、常任理事会において評定し、原則として理事会において理事長が行う。

2 表彰は、表彰状を授与し、記念品を贈ることができる

第8章 懲戒

(懲戒)

第37条 この連盟の運営に支障をきたす行為及びこの連盟を組織する部門連盟又は加盟団体として相応しくない行為等があったときは、常任理事会の審議を経て理事長が懲戒を行うことができる。

2 懲戒は、程度に応じて次の各号のとおりとする

- (1) 口頭による懲戒を行い、将来を戒める
- (2) 文書による懲戒を行い、始末書を提出させる

3 前項以外の懲戒に該当するときは、懲戒該当者又は懲戒該当団体が所属する各部門連盟の理事長が責任をもって懲戒するものとする。

第9章 規約の改正

(規約の改正)

第38条 この連盟の規約を改正するときは、理事会において議決権を有する理事会出席者の3分の2以上の議決を要する。

第10章 補則

(内規の制定)

第39条 この規約に必要な細則等の内規は、常任理事会の審議を経て理事会において定めることができる。

(事務局に備え付け置く書類等)

第40条 この連盟は、次に掲げる書類等を事務局に備える。

- (1) 連盟規約及び細則等の内規

- (2) 役員名簿及び加盟団体名簿（永久保存）
- (3) 財務に係る帳簿及び証憑書類（原則として7年間保存）
- (4) その他、必要と認められる書類等

(部門連盟が理事長に提出すべき書類等)

第41条 第3条で定める部門連盟は、毎年5月末までに次の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 所在地住所を記載した加盟団体名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (5) その他、必要と認められる書類等

附則

- 1 この規約は、昭和54年3月26日から施行する。
- 2 昭和57年4月8日改正
- 3 昭和57年10月20日改正
- 4 昭和58年4月22日改正
- 5 昭和62年4月25日改正
- 6 昭和62年7月25日改正
- 7 平成7年4月20日改正
- 8 平成9年4月18日改正
- 9 平成11年6月23日改正
- 10 平成15年3月11日改正
- 11 平成15年4月28日改正
- 12 この規約は、規約の整備及び充実を図るために平成17年1月20日に改正し、同日これを施行する。
- 13 平成18年4月26日改正（事務局所在地の変更）
- 14 平成22年4月26日改正（事務局所在地の変更）
- 15 平成23年7月13日改正（事務局所在地の変更）
- 16 平成24年4月16日改正
- 17 平成25年7月12日改正（社団法人を一般社団法人に変更）
- 18 平成29年4月25日改正
- 19 令和2年3月5日改正